

[神奈川県] 平成27年度指定障害福祉サービス等報酬改定等に係るQ & A
(平成27年12月版)

(平成27年12月9日)
(平成28年1月29日訂正)

No	対象サービス	質問項目	質問内容	回答
1	施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱ (体制の評価)	経過措置期間中、実践研修を修了している者がいなければ、支援計画シートを作成する必要はないのですか。	平成27年3月31日において重度障害者支援Ⅱを算定して、経過措置が適用される事業所であれば、平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合は加算の対象となり、支援計画シート等を作成する必要はありませんが、強度行動障害を有する方への個別支援を行う上で、現在例示されている支援計画シートに準じたなんらかの支援計画を作成していくことが望ましいと考えます。
2	施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱ (個別の支援の評価)	個別の支援の加算を算定する際に加配する職員について、基準を超えて配置されていたり、他の加算(人員配置体制加算・夜勤職員配置体制加算)で評価されていなかったりする従業者であれば、早番・遅番・夜勤などの勤務を問わず、加配する職員として読めると解釈してよいでしょうか。	お見込みとおりです。人員基準及び他の加算を算定する上で配置が求められる人員に加えて1名を、施設入所支援の時間帯に4時間程度配置する必要があります。 (施設入所支援の時間帯に配置されているのであれば早番、遅番、夜勤は問いません。)
3	施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱ (個別の支援の評価)	個別支援とはマンツーマン対応の支援のみを指すのですか。	必ずしもマンツーマン対応の支援である必要はありません。集団生活の中で強度行動障害を有する方の特性に応じた支援も評価されます。
4	施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱ (個別の支援の評価)	4時間程度とはどのような範囲のものですか。	4時間を基準にお考えください。
5	施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱ (個別の支援の評価)	例えば7月1日の20:00から7月2日4:00まで支援をする夜勤者(基礎研修修了者)がいた場合、7月1日の20:00～24:00で4時間、7月2日の0:00～4:00で4時間で、それぞれ4時間程度従事していれば、7月1日・2日とも強度行動障害を有する方5人ずつ算定できるか。 (他の要件を満たしていることが前提)	この場合、7月1日でのみ強度行動障害を有する方5人を算定してください。当該夜勤者のみで7月2日にさらに5人は算定できません。
6	施設入所支援	重度障害者支援加算Ⅱ (その他)	支援計画シートの掲載場所を教えてください。	発達障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)ホームページに掲載されている強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)受講者用テキスト(P.111)に支援計画シートが例示されています。(ホーム→発達障害に関係する資料→研修資料→強度行動障害支援者研修資料) ただし、あくまで例示となりますので、強度行動障害支援者養成研修を受講した際は、当該研修内容も参考にし、各施設の状況に応じて、支援計画シートを作成してください。

7	共通	送迎加算	日中活動事業所が、病院や他事業所への送迎を行った場合、送迎加算を算定できるでしょうか。	送迎加算の対象となる送迎については、事業所から居宅及びその途中の最寄り駅や集合場所への送迎が対象であり、病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは異なり、送迎加算の対象とはなりません（病院や日中一時支援事業所がたまたま集合場所となっている場合を除く。）。
8	共通	送迎加算	日中活動事業所が、短期入所事業所や障害者支援施設への送迎を行った場合、送迎加算を算定できるでしょうか。	短期入所事業所については、居宅に準ずるものとして、送迎加算の対象として差し支えありません。しかし、障害者支援施設の入居者に対して日中活動事業所が送迎を行った場合は送迎加算の対象外となります。
9	短期入所	送迎加算	短期入所における送迎加算の算定も今回の変更内容による集合場所や学校から事業所間の送迎も対象になるでしょうか。	短期入所の送迎加算は、原則短期入所事業所と居宅間を送迎した場合に限ります。学校や日中活動場所との送迎は送迎加算の対象外となります。
10	施設入所支援	栄養士未配置減算	常勤の（管理）栄養士が、併設する複数の障害者支援施設等を兼務している場合、それぞれの障害者支援施設等で常勤が配置されているとして、栄養士未配置減算は適用されないとしてよいでしょうか。	常勤の（管理）栄養士が、併設する複数の施設（障害者支援施設等）を兼務する場合、①1つの施設のみを常勤扱いとして、他方の施設を栄養士未配置減算とするか、②双方の施設で非常勤扱いとして非常勤栄養士による減算とするか、のいずれかとなります。ただし、非常勤扱いとできるのは2施設までです。
11	施設入所支援	栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士が、併設する複数の障害者支援施設等を兼務している場合、それぞれの障害者支援施設等で常勤が配置されているとして、それぞれの施設で栄養マネジメント加算を算定してよいでしょうか。	常勤の管理栄養士が、併設する複数の施設（障害者支援施設等）を兼務し、それぞれの施設で非常勤扱いとした場合、本加算の算定要件（常勤の管理栄養士の配置）をみたさないため算定できません。ただし、複数施設を兼務し、1つの施設のみを常勤扱いとした場合は、その施設のみ本加算を算定できます。
12	短期入所	栄養士配置加算	短期入所事業所において、常勤の（管理）栄養士が、併設する障害者支援施設等と兼務している場合、栄養士配置加算を算定してよいでしょうか。	本体施設と併設型事業所又は空床利用型事業所を兼務した場合は、常勤扱いとして加算を算定できます。本体施設と単独型事業所を兼務した場合は、それぞれ非常勤扱いとなります。ただし、非常勤扱いとできるのは2施設までです。
13	障害児入所施設	栄養士配置加算	常勤の（管理）栄養士が、併設する障害者支援施設等と兼務している場合、栄養士配置加算（Ⅰ）を算定してよいでしょうか。	常勤の（管理）栄養士が、併設する施設を兼務する場合、①兼務する施設のうち1つの施設のみ栄養士配置加算（Ⅰ）を算定するか（他の施設は算定不可）、②双方の施設で栄養士配置加算（Ⅱ）を算定するか、のいずれかとなります。ただし、非常勤扱いとできるのは2施設までです。
14	児童共通	児童指導員の実務経験要件	児童指導員の資格要件は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第59条に定められていますが、このうち実務経験について、日数の要件は無いものと考えてよいですか。	児童指導員の資格要件（実務経験によるもの）では、その従事した年数が定められているところですが、ここで定める年数には、サービス管理責任者等の実務経験に定められている、1年当たり180日以上とする規定が準用されます。

15	保育所等訪問支援	訪問支援員特別加算の実務経験要件	訪問支援員特別加算の算定にかかる職員の資格要件は告示により定められていますが、このうち実務経験について、日数の要件は無いものと考えてよいですか。	保育所等訪問支援事業の訪問支援員特別加算における実務経験要件では、その従事した年数が定められているところですが、ここで定める年数には、サービス管理責任者等の実務経験に定められている、1年当たり180日以上とする規定が準用されます。
16	障害児通所支援	児童発達支援管理責任者の実務経験要件	児童発達支援管理責任者の実務経験要件では、児童指導員の資格を持っていれば直接支援の経験が5年間でよいこととされていますが、障害児支援に5年間従事している間に児童指導員の資格を取得した場合、児童指導員の資格を取得するまでの間の実務経験も合算して児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たすでしょうか。	実務経験によって児童指導員の任用資格を取得した場合は、児童指導員の資格取得に要する実務経験の期間とは別に、5年間の実務経験が必要になります。
17	障害児通所支援	児童発達支援管理責任者の実務経験要件	児童発達支援管理責任者の実務経験要件は、告示に具体的に施設種別等が記載されていますが、同様の支援を提供している事業所（例えば、老人福祉施設に含まれないデイサービス事業所等）に従事した期間は、実務経験に含まれますか。	都道府県知事の指定や認可を得て設置された事業所や、当該事業所の収入として公費（補助金等）が充てられているものについては、実務経験に含まれるところです。施設等の種別や業務内容により、告示に記載されたものに準じるとは言えない場合もありますので、告示に適合する場合以外は、事前に必ずお問い合わせください。
18	障害児通所支援	営業時間	障害児通所支援事業における営業時間の考え方如何。	平成27年の国Q&Aにより、「運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まれないもの」とされています。また、「『児童を受け入れる体制』とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいうもの」とされ、送迎のために直接処遇職員が添乗している場合を除き、直接処遇職員1人を事業所に配置するだけでは営業時間に含まれません。
19	障害児通所支援	定員区分別報酬の算定要件	単位分けや多機能型事業所を運営する場合に、定員規模別の報酬区分を算定する要件如何。	定員規模別の報酬区分を算定するには、その単位や事業所ごとに、単独の事業所としての要件（設備・人員等のすべて）を満たすことが必要です。ただし、管理者や基準上必要としない設備・従業員は、共有又は兼務してもかまいません。